

平成28年3月7日

警 察 庁

伊勢志摩サミット開催に伴う交通対策の概要

各国首脳及び要人（以下「各国首脳等」という。）の通行の安全と円滑を図るとともに、一般交通の混雑を防止するため、次のとおり交通対策を実施する。

記

1 基本方針

交通対策にあつては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限に止めることを基本方針とする。

2 対象期間

平成28年5月25日から同月28日までの間

3 対象路線等

交通対策を行う対象地域は、原則として次のとおりとする。

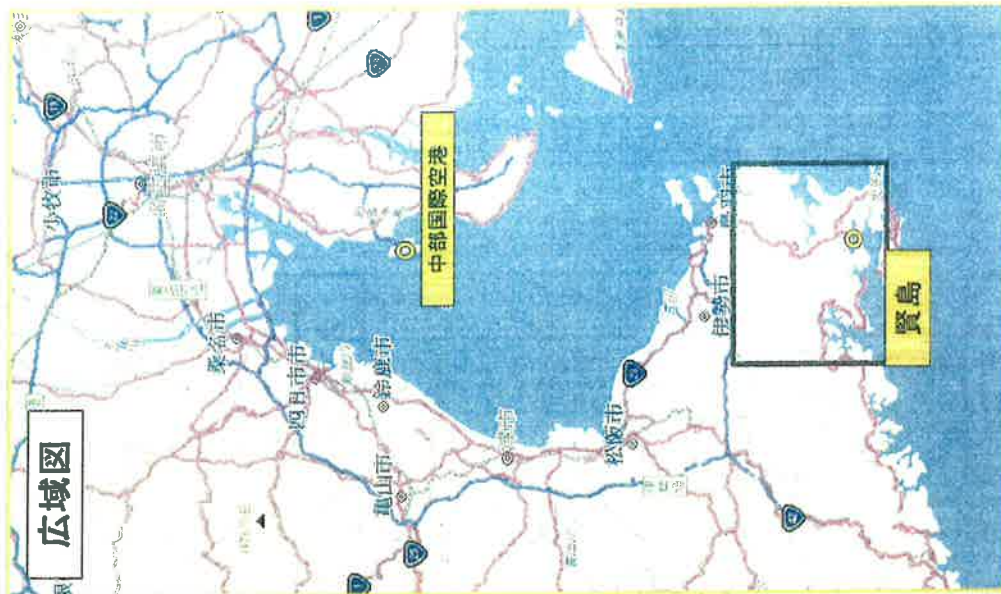
- (1) 中部国際空港から高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道等を経由して志摩市に至る路線
- (2) 志摩市から伊勢市に至る路線及び同路線の周辺地域

4 実施内容

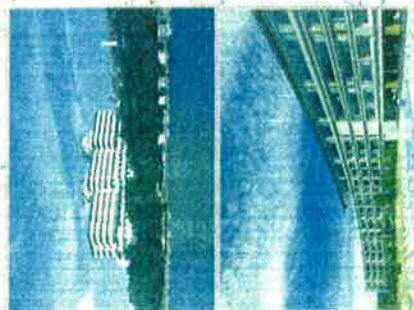
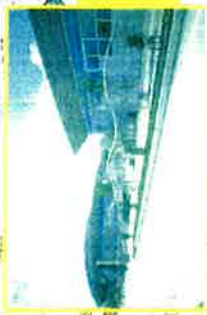
- (1) 各国首脳等の通行時においては、原則として順行規制を実施するが、道路状況等に応じて逆行規制も実施する。
- (2) 首脳会議の会議場、宿舎等の周辺道路については、必要に応じて通行禁止等の交通規制を行う。
- (3) G7以外の首脳会議については、必要に応じて参加する首脳の通行時における通行規制、会議場周辺における交通規制その他の対策を講ずる。
- (4) 以上の措置の円滑な実施を図るためには、対象地域の自動車交通総量を大幅に抑制するとともに、道路の通行容量を確保することが不可欠であることから、国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進する。
 - 交通規制に関する広報
 - 対象地域における自動車利用の自粛及び運行調整の要請
 - 対象地域への自動車の乗り入れの抑制
 - 対象地域を通過する自動車の迂回路への誘導
 - 対象地域において道路を使用する工事等の抑制

伊勢志摩サミット関係施設位置図

広域図



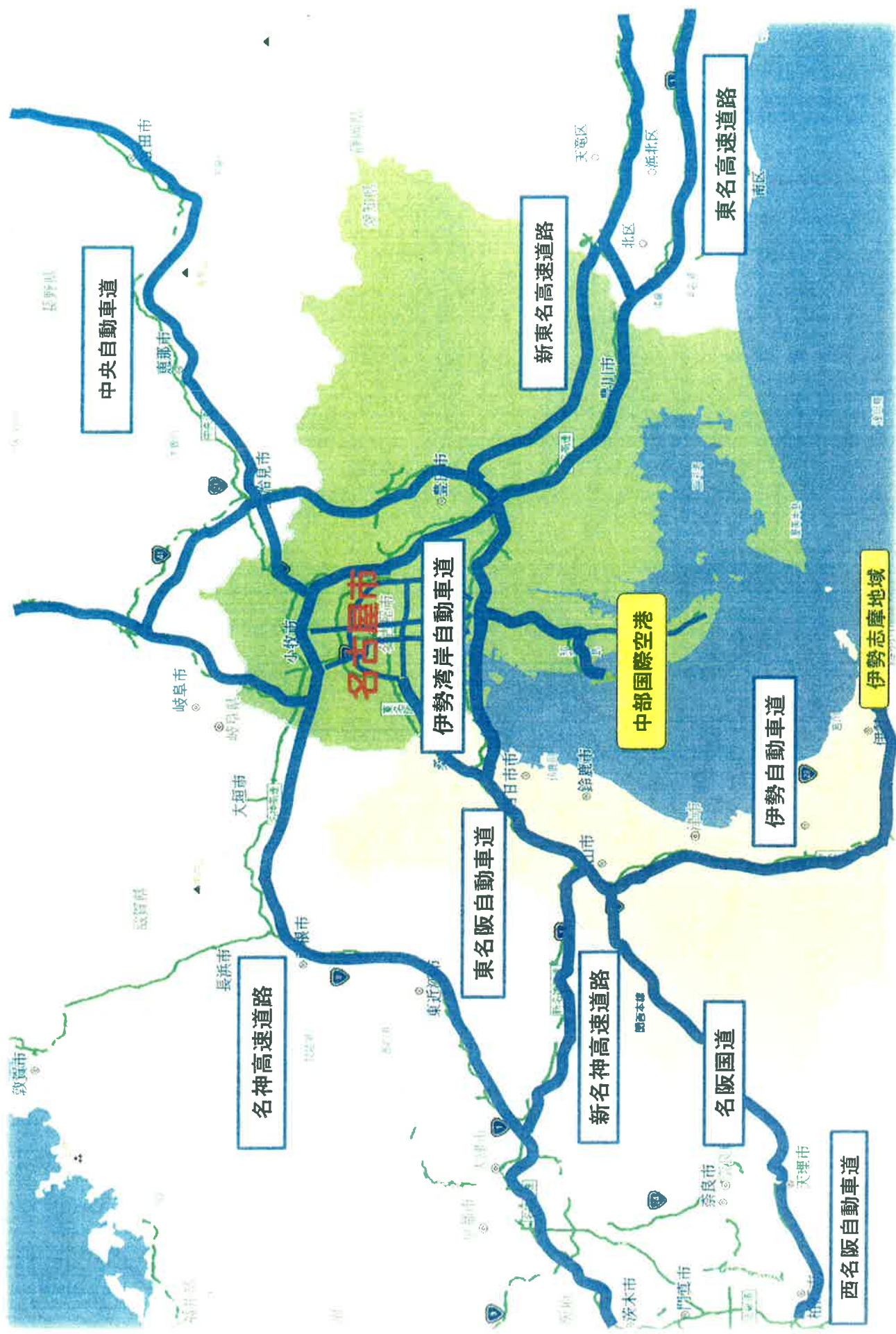
三重県庁サンアリーナ
(国際メディアセンター)



志摩観光ホテル
(首脳会議場等)



伊勢志摩サミット関係施設周辺の高速道路状況



原 議 保 存 期 間 1 年 未 満
(平成28年6月30日まで)

伊勢志摩サミット準備会議担当官 殿

事 務 連 絡
平成28年3月7日
警察庁交通局交通規制課理事官

伊勢志摩サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象路線について

伊勢志摩サミットの開催に当たっては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、自動車交通総量の大幅な抑制が必要となるところ、その対象については、下記のとおりといたしますので、効果的な交通総量抑制対策の推進をお願いいたします。

記

1 高速道路等

対象路線	範囲
中部国際空港連絡道路	全線
知多横断道路	全線
知多半島道路	全線
南知多道路	半田 I C～半田中央 J C T
名古屋第二環状自動車道	全線
名古屋高速大高線	全線
名古屋高速東海線	全線
名古屋高速都心環状線	全線
伊勢湾岸自動車道	豊明 I C～四日市 J C T
東名阪自動車道	名古屋西 J C T～亀山 J C T
新名神高速道路	全線
名阪国道	全線
伊勢自動車道	全線
伊勢二見鳥羽ライン	全線
第二伊勢道路	全線

2 一般道路

(1) 愛知県内

名古屋高速都心環状線の内側

名古屋駅、金山総合駅、名古屋城、大府 I C 及び常滑市セントレア周辺

(2) 三重県内

伊勢市、鳥羽市及び志摩市全域

【担当】

警察庁交通規制課

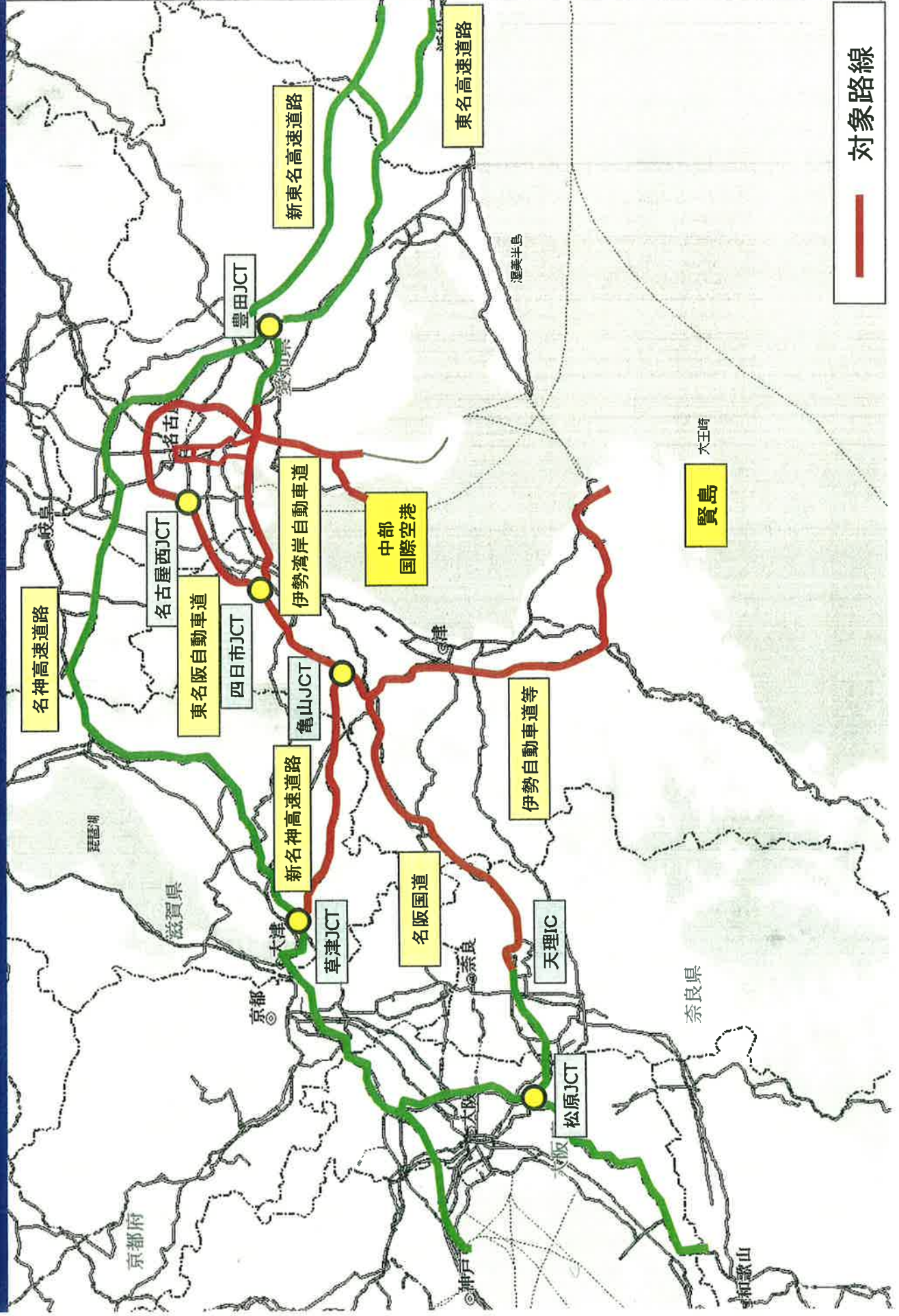
課長補佐 蛭坂 隆

電 話 03-3581-0141

(内線 5185)

メール t.hirusaka.r5.e2@npa.go.jp

伊勢志摩サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）



伊勢志摩サミット交通総量抑制対策(名古屋市周辺)

